

津野町マスコットキャラクター「ちゃつのん」使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、津野町（以下「町」という。）が著作権を有する津野町マスコットキャラクター「ちゃつのん」のイラスト、立体物又はこれらに準ずるもの（以下これらの著作物を総称して「ちゃつのん」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用許諾申請等)

第2条 「ちゃつのん」を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、津野町長（以下「町長」という。）に使用許諾申請書（別記第1号様式）を提出し、その許諾を受けなければならない。

2 前項の規定による申請に要する費用は、全て申請者が負担するものとする。

3 次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の規定による申請を要しない。

- (1) 町又は町に関係する団体が、町の事業の一環で使用するとき。
- (2) 町又は町教育委員会の後援若しくは共催の承諾を受けた事業で使用するとき。
- (3) 国又は地方公共団体が、事業の一環で使用するとき。
- (4) 学校教育法（昭和23年法律第26号）第1条に規定する学校等が教育目的に使用するとき。
- (5) 報道機関が、新聞、テレビ、雑誌等に報道目的で使用するとき。
- (6) 著作権法（昭和45年法律第48号）で認められている個人、家庭内その他これに準ずる限られた範囲内で使用するとき。

4 「ちゃつのん」のイベント等への派遣依頼はあらかじめ、ちゃつのん派遣申請書（別記第2号様式）を提出し、その許諾を受けなければならない。なお、派遣に関する基準等は別表1のとおりとする。

(使用許諾等)

第3条 町長は、前条第1項又は第4項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当すると認める場合を除き、「ちゃつのん」の使用を許諾するものとする。

- (1) 町の品位を傷つけ又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の個人、団体若しくは法人（町を除く。）又は商品等を支援し、推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められるとき。ただし、町のPR、町特産品の販路拡大等に特に寄与すると認められる場合は、この限りでない。
- (4) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められるとき。
- (5) 暴力団（津野町暴力団排除条例（平成23年3月9日津野町条例第9号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団に関与する者が利用するとき。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業を行う者が利用するとき。
- (7) イラスト等の利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
- (8) 「ちゃつのん」を本規程に基づいて使用しないおそれがあるとき。

(9) 「ちゃつもん」のイメージを損なうおそれがあるとき。

(10) 公益上の観点又は著作権管理上の観点から不相当である等、承諾することが適当でないと思われるもの。

(11) その他町長が使用について不相当であると認めたとき。

2 町長は、前項の規定による使用の許諾（以下「使用許諾」という。）に当たっては、必要な条件を付することができる。

3 前条第1項および第4項の規定による申請の可否に関しては、使用（変更）申請及び派遣申請回答通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（使用上の遵守事項）

第4条 使用許諾申請を不要とする者及び使用許諾を受けた者（以下「使用者」という。）は、本規程及び町が別途定める「津野町マスコットキャラクターちゃつもんデザインガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に従い、「ちゃつもん」を使用しなければならない。

2 使用者は、「ちゃつもん」が津野町の著作物であることを示す「©津野町ちゃつもん」又は「©TSUNO TOWN CYATSUNON」の標記を付し、販売商品等においては「©津野町ちゃつもん（#許諾番号）」の標記を付さなければならない。ただし、町の同意を得た場合は、この限りでない。

3 前項の標記の方法、場所その他の態様については、町と使用者が協議して決定するものとする。

4 使用者は、商標、意匠等の登録出願を行ってはならない。

5 使用者は、「ちゃつもん」のデザイン等を改変して使用する場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 改変前に、あらかじめ町と協議を行うこと。

(2) 町の求めに応じて、改変した「ちゃつもん」のデザイン等の画像データを町に提出すること。

(3) 改変した「ちゃつもん」のデザイン等に類似したものを町及び他の使用者が使用した場合に、町及び当該使用者に対して著作権侵害等の申立てを行わず、著作者人格権を行使しないこと。

(4) 改変した「ちゃつもん」のデザイン等を第三者に使用させようとするときは、町の同意を得なければならないこと。

(5) 使用者は、改変したデザインであっても改変デザインの著作権及び商標権は町に帰属することを承知すること。

6 前項第2号により町に提出された画像データを町が確認した場合において、当該改変した「ちゃつもん」のデザイン等が「ちゃつもん」のイメージを損なうおそれがあると判断したときは、当該改変は認めないものとする。

7 「ちゃつもん」のイラスト又は写真を使用した製造品の販売は、津野町に住所を有する個人又は法人のみ行なえるものとする。ただし、町の同意を得た場合は、この限りでない。

（使用料）

第5条 「ちゃつもん」の使用料は無償とする。

（使用期間）

第6条 「ちゃつもん」の使用期間は、原則として使用許諾の日から2年を経過する日の属

する年度の3月31日までとする。ただし、町長は、必要に応じて当該使用期間を変更することができる。

2 前項に規定する使用期間（ただし書の規定により当該使用期間の変更がされた場合は、当該変更後の使用期間）を超えて引き続き使用する場合は、改めて使用許諾を受けなければならない。

（完成品の提出）

第7条 使用者は、使用許諾に係る「ちゃつのん」の使用対象物が完成後、速やかに使用報告書（別記第4号様式）に完成品を添えて町長に提出しなければならない。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、当該完成品を撮影した写真による提出等をもって完成品の提出に代えることができる。

（許諾内容の変更）

第8条 使用者は、使用許諾を受けた内容について変更しようとするときは、あらかじめ、町長に使用内容変更許諾申請書（別記第5号様式）を提出し、その許諾を受けなければならない。

2 町長は、「ちゃつのん」の使用内容変更の可否に関しては、（別記第3号様式）により、使用者に通知するものとする。

（許諾の取消し及び使用の禁止）

第9条 町長は、「ちゃつのん」の使用が本規程及びガイドラインの内容に違反していると認める場合は、当該使用許諾の取消し及び使用を禁止させることができる。

2 町長は、前項の規定による使用許諾の取消し等をしたときは、使用許諾取消及び使用禁止通知書（別記第6号様式）により、使用者に通知する。

3 使用者は、第2項の規定による通知があったときは、通知があった日以降、「ちゃつのん」を使用（製造、販売又は出荷を含む。）してはならない。

4 町長は、承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

（目的外使用及び権利譲渡の禁止）

第10条 使用者は、使用許諾を受けた目的以外の目的のために「ちゃつのん」を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（責任の制限）

第11条 第9条第1項の規定により使用許諾を取り消した場合において、使用許諾を取り消された使用者又は第三者に損害が生じても、町長はその責めを一切負わない。

2 使用者が、「ちゃつのん」の使用により第三者との間に紛争を生じ、損害の賠償又は損失の補償を求められた場合においては、町長はその責めを一切負わない。

3 使用者は、「ちゃつのん」の使用により町に損害を与えた場合は、故意又は過失の有無にかかわらず、これによって生じた損害を町に賠償しなければならない。

(第三者に対する権利侵害)

第12条 使用者は、「ちゃつのん」の使用に当たり、第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の権利を侵害してはならない。

2 使用者が「ちゃつのん」の使用により第三者の権利を侵害し、又は使用者が製造者としての責任を問われるに至った場合においては、町長はその責任を一切負わない。

(使用の非独占性等)

第13条 使用者は、次に掲げる事項を理解したうえで、キャラクターを使用しなければならない。

2 使用者は、「ちゃつのん」若しくはこれに類似するもの又はこれらを含むものについて、産業財産権等を取得してはならない。

3 キャラクターの使用許諾は、自己の商標や意匠とする等、独占してキャラクターを使用する権利を付与されたものではないこと。

(使用状況の調査)

第14条 町長は、使用許諾に係る「ちゃつのん」の使用状況について調査をすることができる。この場合において、使用者は、町長から調査の通知を受けたときは、「ちゃつのん」の使用状況について町長に報告しなければならない。

(著作権)

第15条 使用者は、「ちゃつのん」に係る著作権（著作権法第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に定める権利を含む。）が町に帰属することを確認する。

(補則)

第16条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規程は、令和8年1月1日から施行する。

この規定は、令和8年5月29日から施行する。

(第2条関係)

別表1 派遣に関する基準等

項目	内容
派遣の基準	派遣は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとし、原則として着ぐるみのみの貸し出しは行わない。ただし、町長が認める場合は、この限りでない。 (1) 町主催のイベント (2) 町が主体となって参加するイベント (3) 町外から50名以上の集客が見込めるイベント (4) その他町長が特に必要と認める場合
	派遣内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、派遣しないことができる。 (1) 次のキャラクターの活動に適さない環境、又は適さない環境になるおそれがあるとき。 ①会場から極力近く、周囲から視界を完全に遮られたキャラクター専用の控室が確保できない場合。 ②キャラクターが活動できる広さ(ステージ、出入口等)が確保できない場合。 広さは最低でも高さ1.8m、横幅1.5mを確保すること。 ③夜間(十分な照明設備があり、キャラクターの安全性を確保できる場合を除く) ④雨天や降雪、その他砂、泥等でキャラクターが汚れる場合。 (2) 不当な利益を得るために使用すると認められるとき。 (3) 法令、条例及び公序良俗に反すると認められるとき、又は反するおそれがあるとき。 (4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援、又は公認しているような誤解を与えるおそれがあるとき。 (5) その他町長が派遣について適当でないとして認めるとき。
派遣申請	派遣を申請する者は、あらかじめちやつのん派遣申請書(別記第2号様式)を提出し、町長の許可を受けなければならない。ただし、受付期間は派遣日の3箇月前から3週間前までとする。
派遣時間	協議のうえ決定する。
派遣費用等	派遣に要する費用等は、いずれも申請者の負担とし、その額は次の各号に定めるところによる。ただし、町長が特に必要と認める事業については、免除することができる。 (1) 派遣費用は、無料とする。 (2) 派遣に係る交通費は、町内は無料とし、町外は実費とする。 (3) 派遣に係る宿泊費は、実費とする。 (4) 派遣に係る着ぐるみの輸送費は、実費とする。
原状回復	申請者が故意または過失により着ぐるみを滅失、破損、焼失その他損害を与えたときは、速やかにその旨を津野町に連絡し、かつその請求に従い、原状回復その他の方法により損害の賠償をしなければならない。